

- ①令和8年3月17日(水)
常任理事会・理事会を開催！
理事会には17名参加(成立)

1



- ②令和8年4月9日(木)
正副会長会・監査会を開催！
参加者は8名でした。
令和7年度の決算・監事の監査
新行田労働基準監督署長 来訪！



2



- ③令和8年4月16日(木)
新入者安全衛生教育を開催！
参加者は45名でした。
※新入社員皆様が接遇マナー、労働法、社会保険、交通安全等を学びました。

3



- ④令和8年4月23日(木)
中災防の中小規模事業場安全衛生サポート事業による工場パトロールを受けられた会員様がおられました。
※無料で現状確認、改善助言、結果の講評、社員教育が受けられます。

常任理事会・理事会(5月14日木曜日)

◆審議等事項

- ・令和7年度の事業報告、決算報告
- ・令和8年度の事業計画、予算計画
- ・定時総会(5月27日水曜日 むさしの村 さくらほーる) 審議事項
- ・新理事・監事の就任承認、
- ・臨時理事会にて会長、副会長、各支部長、各部会長就任承認
- ・旧理事・監事等への感謝状贈呈
- ・来賓等との意見交換(名刺交換)会

第99回 全国安全週間説明会(6月4日木曜日)

◆主な説明事項

- ・挨拶および労働情勢について 行田労働基準監督署 署長
- ・講話「企業と仕事の両立支援」 埼玉産業保健総合支援センター相談員
- ・説明 安全週間について 行田労働基準監督署 労働基準監督官
- ・事例発表「埼玉労働局長賞」 株クワバラ・パンぷキン

【ご活用ください 地域産業保健センター】

埼玉産業保健総合支援センターでは、県内に11カ所の地域窓口を設置し、労働者50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場の事業者や労働者に対して、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています。

相談は無料です。ぜひご活用ください。

- ＜支援内容＞
- ①長時間労働者への医師による面接指導
 - ②高ストレス者への医師による面接指導
 - ③健診結果についての医師からの意見聴取
 - ④個別訪問による産業保健指導の実施
 - ⑤健康相談窓口の設置



※ご利用には事前の予約が必要です。また、利用回数には制限があります。

＜お申し込み・お問い合わせ＞

行田地域産業保健センター（行田市医師会内） ☎048-556-8040

埼玉労働局からみなさまへ

●詳細は、埼玉労働局HPをご覧ください。

- ①「職場における熱中症防止のためのガイドライン」の策定及び令和8年「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」の実施について【2026.3.25】
- ②労働安全衛生法施行令・労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令等（個人事業主関係）の施行について【2026.4.6】
- ③令和8年度全国安全週間の実施について【2026.4.9】
- ④労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等（化学物質関係）【2026.4.16】

お問い合わせは健康安全課（TEL）048-600-6206にお願いいたします。

新署長挨拶（八巻 美奈子様）

4月1日付けで行田労働基準監督署長に着任いたしました八巻と申します。一般社団法人行田地区労働基準協会並びに会員事業場の皆様には、平素より当署の行政運営につきまして、深いご理解とご協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

私は、平成17年から埼玉労働局管内の各労働基準監督署に勤務し、行田労働基準監督署の勤務は初めてでございます。

本年度、当署では、①長時間労働の抑制、②労働条件の確保・改善対策、③改正労働安全衛生法等の円滑な施行に向けた周知徹底、④埼玉14次労働災害防止計画を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備、⑤労災保険給付の迅速・適正な処理、以上5つの課題に取り組んでまいります。

当署職員一丸となり、時には私自身も現場に出向き、課題に取り組んでまいりますので、貴協会並びに会員事業場の皆様方のご理解とご協力をいただきたくお願い申し上げます。まして、着任の挨拶とさせていただきます。

